

令和4年(2022年)度の水質検査項目及び検査頻度

水質基準項目の検査

番号	項目	水道水質基準値 mg/l以下	給水栓における 法定検査頻度	検査実施頻度			備考					
				原水※1	浄水※2	給水栓						
基01	一般細菌	100個/ml	月1回		年12回	年12回	病原生物					
基02	大腸菌	検出されないこと										
基03	カドミウム及びその化合物	0.003	年4回	年4回	年4回	年4回	重金属					
基04	水銀及びその化合物	0.0005										
基05	セレン及びその化合物	0.01										
基06	鉛及びその化合物	0.01										
基07	ヒ素及びその化合物	0.01										
基08	六価クロム化合物	0.02										
基09	亜硝酸態窒素	0.04										
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01										
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10										
基12	フッ素及びその化合物	0.8										
基13	ホウ素及びその化合物	1.0										
基14	四塩化炭素	0.002										
基15	1,4-ジオキサン	0.05										
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04										
基17	ジクロロメタン	0.02					年4回	年4回	年4回	年4回	一般有機 化学物質	
基18	テトラクロロエチレン	0.01										
基19	トリクロロエチレン	0.01										
基20	ベンゼン	0.01										
基21	塩素酸	0.6										
基22	クロロ酢酸	0.02										
基23	クロロホルム※3	0.06										
基24	ジクロロ酢酸	0.03										
基25	ジブロモクロロメタン※3	0.1										
基26	臭素酸	0.01										
基27	総トリハロメタン※3	0.1										
基28	トリクロロ酢酸	0.03										
基29	ブロモジクロロメタン※3	0.03										
基30	ブロモホルム※3	0.09										
基31	ホルムアルデヒド	0.08										
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	—	—	—	—					消毒 副生成物	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2										
基34	鉄及びその化合物	0.3										
基35	銅及びその化合物	1.0										
基36	ナトリウム及びその化合物	200										
基37	マンガン及びその化合物	0.05										
基38	塩化物イオン	200										
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300										
基40	蒸発残留物	500										
基41	陰イオン界面活性剤	0.2										
基42	ジェオスミン	0.00001										
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001										
基44	非イオン界面活性剤	0.02										
基45	フェノール類	0.005										
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3					年4回	年4回	年4回	年4回		色
基47	pH値	5.8~8.6										
基48	味	異常でないこと										
基49	臭気	異常でないこと										
基50	色度	5度以下										
基51	濁度	2度以下										
基01	一般細菌	100個/ml	月1回		年12回	年12回					病原生物	
基02	大腸菌	検出されないこと										
基03	カドミウム及びその化合物	0.003	年4回	年4回	年4回	年4回					重金属	
基04	水銀及びその化合物	0.0005										
基05	セレン及びその化合物	0.01										
基06	鉛及びその化合物	0.01										
基07	ヒ素及びその化合物	0.01										
基08	六価クロム化合物	0.02										
基09	亜硝酸態窒素	0.04										
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01										
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10										
基12	フッ素及びその化合物	0.8										
基13	ホウ素及びその化合物	1.0										
基14	四塩化炭素	0.002										
基15	1,4-ジオキサン	0.05										
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04										
基17	ジクロロメタン	0.02					—	—	—	—	消毒 副生成物	
基18	テトラクロロエチレン	0.01										
基19	トリクロロエチレン	0.01										
基20	ベンゼン	0.01										
基21	塩素酸	0.6										
基22	クロロ酢酸	0.02										
基23	クロロホルム※3	0.06										
基24	ジクロロ酢酸	0.03										
基25	ジブロモクロロメタン※3	0.1										
基26	臭素酸	0.01										
基27	総トリハロメタン※3	0.1										
基28	トリクロロ酢酸	0.03										
基29	ブロモジクロロメタン※3	0.03										
基30	ブロモホルム※3	0.09										
基31	ホルムアルデヒド	0.08										
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	年4回	年4回	年4回	年4回						色
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2										
基34	鉄及びその化合物	0.3										
基35	銅及びその化合物	1.0										
基36	ナトリウム及びその化合物	200										
基37	マンガン及びその化合物	0.05										
基38	塩化物イオン	200										
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300										
基40	蒸発残留物	500										
基41	陰イオン界面活性剤	0.2										
基42	ジェオスミン	0.00001										
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001										
基44	非イオン界面活性剤	0.02										
基45	フェノール類	0.005										
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3					年4回	年4回	年4回	年4回	味覚 色	
基47	pH値	5.8~8.6										
基48	味	異常でないこと										
基49	臭気	異常でないこと										
基50	色度	5度以下										
基51	濁度	2度以下										

※1 深井戸原水は年2回検査を実施

※2 片浦地区は浄水ではなく、給水栓で検査を実施

※3 トリハロメタン関係:高田浄水場浄水及び中河原、久野、新久野、諏訪原の各配水池管末では年12回の頻度で実施

水質管理目標設定項目の検査

番号	項目	目標値	検査実施頻度	
			高田浄水場 原水	給水栓
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年4回	年1回
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)		
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	自己検査として実施	
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	年4回	年1回
目08	トルエン	0.4mg/ℓ以下		
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下		
目10	亜塩素酸 ^{※1}	0.6mg/ℓ以下	—	—
目12	二酸化塩素 ^{※1}	0.6mg/ℓ以下	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	—	年1回
目14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	—	
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	年2回 ^{※2}	年2回 ^{※3}
目16	残留塩素	1mg/ℓ以下	—	毎日1回
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		
目19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	年4回	年1回
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下		
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下		
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ^{※4}	3mg/ℓ以下	—	—
目23	臭気強度(TON)	3以下	年4回	年1回
目24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目25	濁度	1度以下		
目26	pH値	7.5程度		
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	自己検査として実施	
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	年4回	年1回
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下		
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.0005mg/L以下	年4回	年1回 ^{※5}

※1 浄水処理工程において二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素の検査は行いません。また、亜塩素酸は二酸化塩素の消毒副生成物であるため、同様に検査を行いません。

※2 高田浄水場の原水は2回、片浦地区の各湧水(2ヶ所)は1回検査を行います。

※3 高田浄水場の浄水のみ2回検査を行います。

※4 水質基準項目の「有機物」の検査を行っているため、「有機物等」は検査を行いません。

※5 酒匂川表流水を水源とする給水栓のみ検査を行います。

その他検査必要項目

項目	検査実施頻度			
	原水		浄水	
	高田浄水場	各水源地 (片浦地区含む)	第二水源地 第三水源地	根府川第一水源地 根府川第二水源地
クリプトスポリジウム及びジアルジア	年6回	年4回 ^{※1}	年2回	年1回
クリプトスポリジウムの指標菌 (大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	—	年4回 ^{※2}	—	—

※1 片浦地区の根府川第一水源地と根府川第二水源地で実施

※2 片浦地区の根府川第一水源地と根府川第二水源地は年8回

その他検査必要項目

項 目	検査実施頻度		
	浄 水		給水栓
	高田浄水場	第二水源地	片浦地区
放射性物質	年 12 回	年 2 回	年 2 回